

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

事業者： 訪問看護ステーション MISONO

(介護予防) 訪問看護 重要事項説明書

(令和 7 年 10 月 16 日)

(介護予防) 訪問看護の締結にあたり「(介護予防) 訪問看護重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ、同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。

なお、ご利用者の心身状況により判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立ち合いのうえでご契約をお願いいたします。

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 孝徳会
所在地	横浜市栄区桂町 675-7 グランソレイユ 1 階
連絡先	045-392-7557
管理者名	近藤 由葵子
サービス種類	訪問看護 ・ 介護予防訪問看護
介護保険指定番号	1463590189
サービス提供地域	横浜市栄区、港南区、戸塚区、磯子区、泉区、鎌倉市 今泉、大船 1～6 丁目、岩瀬 1 丁目

(2) 営業時間

平日	9:00 ～ 18:00
定休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日を除く）

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1 名	名	1 名
看護師	正看護師	3 名	名	3 名
理学療法士		2 名	1 名	3 名
作業療法士		1 名	名	1 名
言語聴覚士		名	名	名

(4) 情報公開

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当法人のホームページ上で閲覧することができます。

2 苦情申立の窓口

当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 045-392-7557

FAX : 045-893-0156

担当部署: 訪問看護ステーション MISONO 内

担当者: 近藤 由葵子

受付時間: 9:00 ～ 18:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

市区町村の相談窓口	電話番号	FAX 番号
栄区 高齢・障害支援課	045-894-8547	045-893-3083
港南区 高齢・障害支援課	045-847-8495	045-845-9809
戸塚区 高齢・障害支援課	045-866-8452	045-881-1755
磯子区 高齢・障害支援課	045-750-2494	045-750-2540
泉区 高齢・障害支援課	045-800-2436	045-800-2513
鎌倉市 高齢者いきいき課	0467-61-3947	
横浜市 はまふく コール (横浜市苦情相談コールセンター)	045-263-8084	045-550-3615

神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	電話番号
介護保険 介護苦情相談係	045-329-3447

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供いたします。24 時間体制を確保しています。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 提供するサービス内容と利用料金

提供するサービス内容

・主治医の指示および利用者に係る居宅介護（予防）支援事業者が作成した居宅サービス（支援）計画書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画書を作成します

- ・訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します
- ・サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります
- ・（介護予防）訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します

具体的な訪問看護等の内容

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 療養上の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導
- 七 カテーテル等の管理
- 八 リハビリテーション
- 九 その他医師の指示による医療処置

看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供

- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

利用料金

(1) 利用料金・・・別紙1

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複 写 物	1 枚につき	10 円
死後の処置代	ご希望があれば	20,000 円

(3) キャンセル料金

①	ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡いただいた場合	無料
②	ご利用日の前営業日の 18 時までにご連絡がなかった場合	介護報酬の利用者負担分

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

ただし、体調の急変などの場合はその対象ではありません。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 15 日までに請求しますので、翌月 25 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・当ステーションでは利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示いたします。
- ・交通事情・天候により、訪問予定時間が前後する可能性があります。暴風雨や積雪により訪問を見合わせる場合があります。
- ・大災害発生時は横浜市、若しくはご利用者様からの依頼に応じて訪問いたします。当事業所の状況によっては訪問できないこともあります。その時は他事業所に訪問を依頼することもあります。
- ・理学療法士等、看護職員以外の職員のみでサービスを提供する場合には、3 か月に1 回程度看護職員による訪問を行い、全身状態の評価・体調の確認をさせていただきます。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。